

現代日本農村社会における組織体について (二・完)

宮崎俊行

まえかき

一 「株式会社」の農地取得と農業経営参入認容論」の不当性

1 沿革

2 論述の骨子

3 「生きものの産業」と「死に物産業」

4 法人についての二大分類

5 「株式会社」の農地取得と農業経営参入認容論」に反対することについての、若干の付論

二 「家族農業経営パートナーシップ」の推進を支援するための法律案の検討

1 その社会的必要性

2 その法律上の必要性

3 「家族農業経営パートナーシップ」法案(仮称)の概要

(2)(1) パートナーシップの成立について

(2)(1) パートナーシップの成立・存続についての、簡易な対抗要件について

(4)(3) パートナーシップの効力について

(4)(3) パートナーシップの構成メンバーの死亡による相続について (七十一巻十号)

三 地域総合協同組合(仮称)または地域総合自給区(仮称)

を考える

1 地縁を基盤とする組織

集落

2 集落を基盤とする営農組織の事例

(2)(1) 高齢者の協同組織——(企業組合) 粕屋中高年事業団、(企業組合) 北九州・遠賀・中間(なかも) 中高年事業団、長野県高齢者協同組合の平飼い有精卵養鶏

(企業組合) 粕屋郡中高年事業団

(企業組合) 北九州・遠賀・中間中高年事業団

(2)(1) 長野県高齢者協同組合の平飼い有精卵養鶏

(3) 地域自給の構想と実践

地域自給の構想と実践

「集落」から「流域」へ

4 地域総合協同組合(仮称)または地域総合自給区(仮称)の構想

(2)(1) 地域総合協同組合(仮称)または地域総合自給区(仮称)の構想

(2)(1) 「生命第一主義」

(2)(1) 「地域総合協同組合」(仮称)または地域総合自給区(仮称)の社会原理

(3) 「地域総合協同組合」(仮称)または地域総合自給区(仮称)の法的原理………(以上本号)

三 地域総合協同組合（仮称）または地域総合自給区（仮称）を考える

1 地縁を基盤とする組織

(1) 集落

農村社会における最小の基礎組織が、「集落」(*rural de facto commune*)であることは、農業・農村について語る者の「常識」となっている。農林業センサスによると、日本全域で約一四万の農業集落がある（一九九〇年）とされている。そして、その各々の平均的規模は、農家二七戸、農地三五・五ヘクタール（水田一九・五ヘクタール、畑一六ヘクタール）である。もつとも集落の完全な定義をすることも、現地に臨んで一集落の範囲（社会的な）を確定することも、簡単ではないこともある。かなり大雑把な定義をするとすれば、一定の地域的広がりをもった（一つの集落と他の集落との境界線はかなりはつきりとしている）ところの、永続が理想とされているイエとイエとの格別な関係が存在する団体であるともいうことになる。集落という団体が成立するための基本的要素は、土地と人間（人間というよりも、数戸ないし数十戸のイエ、すなわち複数の世代的に継続する「⁽¹⁾ことが期待される」親族集団の存在）との双方である。

集落は、おおむね自然発生的な集団と思われるようであり、各集落の発生時点が明確であるものは比較的小さい。

その団体＝集落の仕事（イエとイエとの関係の、主要な具体的な内容といってもよからう）は、農林水産業の生産（経営）に関する事項と生活に関する事項の両面に跨がっている。すなわち、農業用水路（末端の）の維持・管理、土地改良（基盤整備）の実施の可否の決定、近年ではイネの作付制限対象地の末端における決定などは、主に生産（経営）に関することであり、また入会地（入会林野が多いが、池沼などのこともある）の所有ないし保有の主

体となっていることもある。小規模な道路（町村道よりも細い）の維持・管理、生活用水の水路（含、防火用水施設）の維持・管理、お葬式をはじめとする冠婚葬祭の実行などは、主に生活に関する仕事である。消防団組織も公的形式はともかく、集落がその末端の組織単位であろう。そして、生産（経営）と生活の両面にわたるより基本的な仕事として、神社の維持・祭礼の実施、集落墓地の設置・維持・管理（集落墓地の土地の所有「保有」・管理には、入会権の法理が妥当するのであろう）、寺院の設置・維持や、各種の「講」を主宰することなどがある。もっとも、これらの中には、数個の集落が連合して当たる場合も、かなりあるだろう。

このように見てくると、集落は、典型的なゲマインシャフト（*Gemeinschaft*）ないし共同体（*commune*）と思われるであろう。たしかに、一応、「そうだ」といつてよいように思われる。しかし、集落の中のイエとイエとの関係には、共同ないし協同の面が強いのだが、それ一色ではなく、イエとイエとの「競争」の関係も厳然として存在する⁽²⁾。もっとも、この「競争」関係は、敗者を完全に駆逐してしまうことを目的とするものではなく、事実上もそういう結果になることは少ないようである。そういうことにならないために、イエ単位の平等主義（富めるイエもそうでないイエも、一戸のイエとしては平等に取り扱う）と、集落の意思決定は、多数決ではなくて全員一致を原則とする（そのために、数多くの話し合いが持たれ「裏では「根回し」も行なわれるのだが」）るようである。いわば、「集落の民主主義」である。もっとも、一九六〇年代以来の経済高度成長にともなって、集落機能の弱化・集落解体も進んでおり、この変貌のプロセスは、農村社会学において、しばしば検討されるところである。

ちなみに、この集落の平等主義・全員一致原則が、集落を実体とする（ないし、基盤とする）経営の主体（＝事業の主体）を創設した場合において、その運営の「非能率さ」を生み出す源泉となっている、という指摘もある。とはいえ、土地改良（基盤整備）も、イネの作付制限（転作・減反）も集落に頼らずしては、とうていできない

ことも、厳然たる事実である。

本稿では、集落そのものの説明を長々とやっている余裕はない。集落が、家族農業経営を補完したり（補完といっても、多くは部分的代替であろうが）、それに代わる経営組織たり得るかを検討しよう。

(2) 集落を基盤とする営農組織の事例

まず、その若干の事例について、要点を紹介することから始めよう。紹介する事例は、筆者が現地見聞をしたものの中から、紙面の関係上かなり絞り込んで選定したものである。

〔1〕 徳島県山川町西川田稲作組合

一九九七年（平成九年）現在、組合員六五名、事業対象水田面積一四ヘクタールの、どちらかといえば小規模な、法人ではない集団である。西川田というのは、集落の連合体で、六五名の組合員の居住地は、九の集落（「自治会」とも呼ぶ）に分かれている。一つの集落で、この組合の組合員となっている者が一〇人程度ないしそれ以上（最高一四人）という集落が、六集落で、二ないし三名程度の集落が三集落である。西川田地区の農家は全体で、二〇〇戸前後であるが、専業農家はゼロに等しい（働き盛りの年令で「勤め」にでなくて、イチゴを栽培し、プロイラーを飼っている者が一名いるので、その人のイエが専業農家に計上されているかもしれない）。

一戸平均の農地（北水田）経営面積は、三〇アールないし三五アールと零細であるから、おのずから「全戸兼業農家」といった状況である。

この組合の設立されたのは、一九七〇年（昭和四五年）であった。当時、県の指導で（？）、県全域で「稲作機械共同利用組合」が、四〇数組合設立されたが、現在まで存続しているのは、この組合だけらしい。当時、西川田地区には二六一戸の農家があり、機械への過剰投資を避けるために共同利用組合への加入に賛同した者がかなり多く、一二九戸に及んだ。このメンバーで組合を発足させたけれども、出役割当に応じられないことなどによ

って「オール専業農家」なのだから、二年後には、メンバーが八七人に減少し、このメンバーで、いわば「再出発」して、今日に至っている。

組合の事業は、稲作に必要な仕事のうち、育苗、田植、防除、刈取りの、四種類の作業の受託が、経営に関する仕事の中心である。ほかに、集落基盤の組織にふさわしい仕事として、親睦会、研究会、中小学生の弁論大会などの推進力となっている。

以上の説明を読んで、「なんだ」作業受託組織か、という感想を持つ者が多いであろう。たしかに作業受託組織には違いないのだが、それでも特筆されるべき特徴がある。

或る意味では、重要なことに、この組合規約に、この組合の目的として、「……稲作の省力多収により農業所得の増大と、安定兼業化の推進……」が掲げられていることである。これは、「オール兼業化」集落として、「若い間は外へ行って（兼業の勤め先で）働いてくれ、定年退職後は、この組合の仕事を引き継いで組合を持続して、水田を〈荒れ〉させないで保全してくれ」という意味である。現に、この組合の組合員の平均年齢は、六三歳であり、組合長・柴田利雄氏は、七一歳（一九九八年現在）、五七歳で郵便局を退職してから、この組合の仕事に尽力している。このように、この組合の特徴を一言で言うところ「定年退職者集団」ということになる。

定年退職者が、この組合の仕事に情熱を持つ由縁は何か。一言で言えば、「西川田の田圃をあれさせてはおけない」という心情であろう。その底には、前述した通り、集落の基礎としての農地・水田の位置付けがあるであろう。これに加えて、現在、六〇歳台、七〇歳台の人々には、第二次大戦中およびその直後の「食料難」の体験がある。その中でも強烈なものとして、たとえば現組合長の柴田氏は、北朝鮮で「終戦」を迎え、ソ連軍が侵入して来て、多数の人が「避難民」となったが、その時に、「自分の子供が食べている食べ物を親が奪って食べる」光景は、五〇余年経過した今も忘れられず、食料の有難味、お米・水田の大切さを強烈に持ち続けている。

こういう体験は、程度の差はあれ多くの組合員に共通なのであろう。

さて、この組合の組合員としての義務は何か。組合の毎年の事業の基本的な資金を作るために、いわば、会費として「賦課金」という名前で、水田一〇アール当り、年額二四、〇〇〇円を組合に支払うことが基本的な義務である。作業への出役は、義務制ではなく、やることが可能な仕事にできるだけ出役するようにする、といういわば道徳的義務である。出役した場合には、組合は時給八〇〇円（男女、年齢による差なし）を、その組合員に支払う。

組合員が、稲作に必要な作業で、組合が受託できるところの育苗、田植、防除、刈取の四作業（防除は出役協力者も少なく、減農薬の方針で一回のみとしている）を委託した場合、受託報酬（委託料金）は、「賦課金」の一〇アール当り二四、〇〇〇円でまかなわれていると考えて、無料である。水稻の反収は、一〇アール当り六〇〇キロ・グラム（二〇俵）で、高い方である。

この組合の事業の中で収益を生むものは、育苗である。育苗の共同作業は高齢者にとって楽しい作業でもあり、組合員に対して一〇アール当り二〇箱を無償交付するに必要な量の二倍程度の優良な苗を失敗の経験なく作れるので、組合員以外の者の需要に応じて、一箱六〇〇円で販売している。

組合は、組合員以外の者からでも、育苗、田植、防除、刈取の四作業の中の作業であれば（組合にその余力がある限り）受託している。

作業請負に関しては、一九九三年（平成五年）から、県の指導と助成の下に「ファーム・サービス事業」というものが行なわれている。これは、おそらく、農作業受託組織を育成する行政上の事業のようであり、その財政上の目玉は、委託者（受益者）となる人が特定の者ではなく「広域性」があれば、受託組織が作業用機械を購入する際に、県が購入費用の四〇パーセントを補助することにあるらしい。この組合の組合員の中の六名が「ファ

ーム・サービス」事業による受託者集団となっている。この人々は、トラクターとコンバインを所有しているが、自家経営田の作業をやって余力がある方で（年齢は五〇歳代から六六歳まで）、一方、この組合は、組合自体の業務としてトラクターによる耕耘作業はやっていないので、「ファーム・サービス事業」として耕耘、代掻き、コンバインによる刈り取りを受託している。この「ファーム・サービス事業」による受託集団の代表者は、この組合の代表者・柴田利雄氏の兼務である。いわば、この組合が「ファーム・サービス事業」の受託集団の母体となっているようである。

この組合の役割ないし性質を要約しよう。

①まず、「定年退職者集団」である。

②この組合の目的は、経済的事業体として「農業の経営」を行なうものでもなく、家族農業経営からの作業受託を営利を目的として行なう事業体でもない。

③規約上の目的は、「稲作の省力多収により農業所得の増大」と並んで（「というよりも」と理解できるが）「安定兼業化の推進」であつたが——しかし、反収六〇〇キログラムと、かなり多収の方だが——実際の機能も、定年退職者の生甲斐であり、水田の荒廃防止、環境保全、集落のイエの生活保全である。もつと煎じて詰めれば「定年退職者組織による水稻作の維持、水田の保全」である。

ところで、現在の「心配」は何か、というと、六〇歳で会社を定年退職した人が、今後こぞって、この組合のメンバーとなり仕事に従事してくれるか否かである。一三年前の昭和六〇年には、当時の組合長・寒川良一氏は、「毎年、新しい定年退職者が、参加してくれるから、後継者の心配はありません」と自信をもって語ってくれたのだが、今では、この心配が深刻になりつつある。理由は、定年退職者が数年間、嘱託などの扱いで会社に残ったり再就職したりすることが増えつつあることや、今の六〇歳の人は、以前にくらべて「定年後は集落のため

に」(そうするのが「御恩返し」という感情が薄くなっているのかもしれない。

(2) 農事組合法人・古豊室農業生産組合(宮城県角田市所在)

古豊室(ことよむろ)集落の農家一五戸の中の一三戸によって成り立つ農事組合法人である。法人設立は、一九八二年(昭和五七年)であり、この農事組合法人の目的を定款上でみると(1)「共同利用施設の設置および農作業の共同化に関する事項」、(2)「農業の経営およびこれと併せ行なう林業の経営」、(3)「前二号の事業に付帯する事業」となっており、農協法七二条の八の第一項の通りに、そのまま書かれているようである(したがって、実務で言う「1号法人」と「2号法人」との兼営である)。実際にやっていることは、いかにも、集落基盤の組織らしく、次の四つである(この四つのが実質上の目的である)。すなわち、

① 水稻栽培に必要な作業の共同化

② 梅干しの生産・販売

③ 農村に生きる喜びを実感できるような工夫の推進

④ 右の①と表裏の関係にあるが、各イエ別の(水稻作以外の)個別経営の発展を図ること、また、兼業農家にとっては、安心して兼業に専念できる条件の整備を図ること

以上が、「四本柱」である。

若干のコメントを付加しよう。集落のメンバーである各イエの水田の平均経営面積は、一・一ヘクタールであり、いかにしても水稻作だけで生活費を得ることはできない。そこで、この法人のメンバーの経営する水田については、この法人により水稻作業を共同化する。といっても、文字通り共同出役ではなく、主要作業は、組合員中の数名の者によって実施される。もつとも、稲作以外の農業経営や兼業にも或る程度の繁簡の差があり、その波と稲作作業の波との関係で、パート・タイムでオペレーターとなる者もいる。

梅干しの生産については、この地域が梅樹に適することに着目して、その技術は、一方では先進地からの修得につとめ、他方では、地域の年輩婦人の体験に学んで獲得したものである。法人として梅干の製造所を所有し（一九九八年現在、生産量約一〇〇トン）、製造した梅干の出荷は、恒常的には、宮城生協に出されており、宮城生協の組合員（消費者）の中で梅干に関心の深い者（梅干部会の委員）が、一年間に十回以上、当地を訪問し、この組合の組合員と交流している。これによって、消費者としての要求を一方的に提出するのではなく、生産者と消費者とが一緒になって考えて行こうとする態勢になっている。

農村に生きる喜びを実感し生活を楽しむための条件整備については、そのことの性質上、固定化した事業を掲げることは困難である。或る意味では、この法人の全部の事業がそれを目的としているともいえよう。すなわち、一つの家族経営で大規模経営をすると、計算上ではともかく実際には、いくら機械化しても農繁期には「寝る時間がなくなる」という悩みが出て来て、「嫁も来ない」ということになりかねない。この法人で、稲作作業の請負をやることによって、少しでも労働を軽減して、「浮いた」時間を生活を楽しむことにまわすようにしている。直接的には、当地で生産される食材（特産としては、例えば、梅、エゴマ）を活用しての料理の研究、講習会の開催、自家用野菜の栽培、「農村婦人の家」（食生活に関する研修所）の管理・運営などである。

要約すれば、この農事組合法人として、一定の収益をあげているのは、梅干の製造・販売ぐらいのものである。それでも、この法人が活躍していることによって、古豊室集落の十五戸の農家全部が、各イエの事情に応じて、①或るものは梅干の仕事をはじめこの法人の作業に出て（常勤又は非常勤で——一九九八年現在、梅干に関する仕事で、おおむね通年出勤者七名程度）労賃を稼げ、②或るものは（水稲作業を、この法人にまかせて）個別経営の養豚等で稼ぎ、③或るものは兼業（他への勤めなり、個人経営の商店等）で稼ぐ、ということ、で、三種類の所得のトータルでみると、いちじるしい不平等はなくなっている、といわれている。

筆者にとって、忘れられない言葉は、組合長・鎌田保氏が「賃貸借で農地を《流動化》することには問題がある。農地を賃貸借すると、貸した人は、《集落》に無関心となってしまふ。次には、家屋を建てかえる時には角田の市街地に建てるようになる。つまり、先ず意識が集落を離れ、次いで生活の本拠が集落を離れていく。結局、集落を潰すことになってしまう。また、賃貸する人は多く兼業農家だが、兼業先の会社が潰れたり、個人でやっている商店が倒産したりして、どうしても生活に困った時には、農地を売るしかない。いつでも売れるような状態で農地を保有していることが、生活の安定のためには必要なことなのだ（ところが、賃貸借をして、他人に賃借権（耕作権）を設定していると、いつでも、自由には売れない）」と言われたことである。このことは、農事組合法人（「2号法人」）は、一種の経営体なのだけれども、この経営体と集落の人々とが——言い換えれば、法人の経営とそのメンバーの生活とが——形式的には分離しているが、実は分離していない、ということであろう。むしろ、法人は、そのメンバーの人々の生活の（安定の）ための手段というべきである。ここに、まさに、集落とその集落を基盤とする機能集団＝法人との「本当の」在り方を見る思いがするのである。⁽³⁾しかし、（一言、蛇足を付け加えると）そのことを、行政も学者も、殆どが、「正視」していない。

2 高齢者の協同組織——〔企業組合〕粕屋郡中高年事業団、〔企業組合〕北九州・遠賀・中間（なかま）中高年事業団、長野県高齢者協同組合の平飼い有精卵養鶏

中高年事業団結成のいきさつについては、筆者には、いまだ詳らかでない。右の二つの事業団については、おそらく、経済高度成長時代にそれまで存続していた「失業対策事業」が打ち切られて、いわば、「失業中に失業する」者が出てきた。その方々は、年齢的には「中高年」が中心であったらしい。そこで、助け合って「自分たちで仕事起こし」をしようとした。かくして、一定の仕事を確保したが、仲間の一人の老婦人（当時七六歳？）

が一人淋しく死亡し、しばらく後にそのことが判明したことがあった。そこで、老人への給食サービスをして、弁当を届ける際に必ず「一声、声をかける」ことをしようということになった。

右のエピソードからも推察されるように、「中高年事業団」は、結局、中高年齢者の「仕事起こし」と「相互扶助」のための組織として発足し、その後、中小企業等協同組合法の企業組合を利用して法人化したものである。

（1）「企業組合」粕屋郡中高年事業団

粕屋郡中高年事業団は福岡県粕屋郡を主な活動地域とし、現在（一九九七年二月）、組合員数六〇名（うち六五歳以上の者が、おおむね三〇パーセントぐらい）。主要な事業は、大別すると、高齢者に対する給食サービスと高齢者の就業の場の確保である。農業に、先ず、結びついたのは、前者の給食サービスである。その規模は、毎日三〇〇食程度。給食を受けられる人は、組合員は当然であるが、組合員ではなくても希望者にはできるだけ応ずるようにしている。この給食サービス事業を経済的に支えているものに、行政からの補助（一食当り、国から二〇〇円、県と町からそれぞれ一〇〇円ずつで、合計四〇〇円）がある。したがって、給食を受ける者本人の負担は、二五〇円で、合計六五〇円を食材費に充当することができる。

ところで、重要なところは、給食から、食材生産の農業、そして農業の基盤である土と、食―農―土という関心方向である。その間には、その道で著名な熊本の竹熊宜孝医師から「身土不二」の原則を教えられ、啓発されたこともあるらしい。現実には、給食の食材には、できるだけ地元生産のものを活用するようにしてる。さらに豆腐の製造には、海水を使用するという伝統的製法によるため、綺麗な海水を求めて、トラックにタンクを積んで、志賀之島付近まで出向いている。

一方、農地に耕作放棄地が目につくようになり、かような土地を、事実上、事業団が借用して、食材の生産を

やっているが、対象耕地が分散しており、しかも合計一ヘクタール程度に過ぎない。このことに關しては、後述の通り、「企」北九州・遠賀・中間中高年事業団の事業対象地域にある、約九ヘクタールの不作付地に大豆を作付けし、生産した大豆を粕屋事業団にも供給して、豆腐の地元産の材料にする計画がある。

(2) 「企業組合」北九州・遠賀・中間中高年事業団

この事業団は、遠賀郡四町（遠賀町、芦屋町、岡垣町、水巻町）を、その事業の主なエリアとしている。組合員は、一九九七年二月現在、約五六名、平均年齢六二歳（五〇歳以下は、ほんのわずか）、男女ほぼ半数ずつ。農業との縁のある事業としては、①農協のカントリー・エレベーターのオペレーターとしての人材派遣、②農協から農家の庭先までの肥料・飼料などの運搬、③お米の販売と宅配、④朝市の開催などであるが、さらに⑤約九ヘクタールの不作付地を利用して大豆の栽培、⑥農家の後継者育成のために、青年（女子を含む）を通年雇用し、仕事をしながら後継者に必要な教育を施す、ことなどである。

右の各事業について若干コメントしよう。①の人材派遣と②の運搬については、一方、農協自体が合理化・リストラを進めており、他方、この事業団の組合員にも、国鉄清算事業団等を退職させられた人など三〇歳代・四〇歳代の人がいる。

③のお米の販売と宅配も、①②と関連するが、農協で生産される「今摺り米」を、事業団ないし福岡高齡協が供給する、いわば「目玉商品」（のの一つ）とする。④の朝市は、農協の婦人部や青年部との共同主催らしいが、三年前から主催しており、鮮度も良く価格も安く（あんころ餅、豆腐、今摺り米、漬物、みそ、その他）も安く好評とのことである。⑤の大豆栽培は、特殊な事情で、一団地となっている畑が、不作付地として耕作放棄されている場所があるので、粕屋事業団への豆腐原料としての大豆の供給も目的として、一九九八年（平成一〇年）以後、大豆の栽培が計画されていた。

右に述べた二つの企業組合Ⅱ中高年事業団と福岡県高齢者協同組合との関係であるが、同一人が、各企業組合Ⅱ事業団と高齢協との二つの組織の組合員になっている場合が多いらしい。もともと、事業団は、事業主体であるから、何らかの仕事に従事することが可能でなければ、組合員となっていられない筈である。したがって、いよいよ高齢となり、いかなる仕事にも従事できなくなれば、高齢協だけの組合員となるわけである。

(3) 長野県高齢者協同組合の平飼い有精卵養鶏

この事業は、今のところ、小規模であるが、農業の組織の今後の在り方を模索する上では、注目に値する。

長野県高齢協の組合員・塩入幸久氏（六一歳、大岡村居住）は、もう一人の組合員（六二歳、元日本国有鉄道「JRの前身」勤務）とともに、平飼い有精卵養鶏をやっている。鶏舎と鶏の運動場の敷地は、塩入氏所有の水田（同氏は、元サラリーマンだが、農家に生まれ、水田を相続している、ちなみに大学は、日本大学農獣医学部獣医学科卒業、約四〇〇坪（Ⅱ一、三三〇平方米）を一時的に用途変更している。鶏舎は、高齢協組合員の中の元宮大工であった者の指導によって、古木材を利用し、業者に外注せずに、高齢協のメンバーの労働力で建設し経費を節約している。鶏舎と鶏は、長野県高齢協の所有とのこと。

鶏種は、平飼に適する品種として、イサ・ブラウン種（白色レグホン種は、平飼いに適さない——このことは、他の平飼い有精卵養鶏をやっている方からも聴いた）。抗生物質は使用せず、餌の中に、E・M菌を加えている。

今のところ、飼養羽数は、約八三〇羽にすぎないが、鶏の事故死は極めて少なく、産卵率は、九〇パーセントに近い、そうである。年間の有精卵の売上げは、約六〇〇万円。特約している出荷先は、小諸市内の「つるや」というスーパーマーケット業者とのこと（この縁もおそらく、高齢協組合員の「人脈」によるのであろう）。この業者との野菜供給の協定農場などから、野菜の「クス」を供給してもらい、これを鶏の餌に活用する。一方、鶏糞は堆肥に加工して、野菜農家に供給する。この有精卵は、同スーパーマーケットの顧客に評判が良く一個数十円

で売れているとのこと。

ちなみに、高齢者といっても、六〇歳代の高齢者には、体力もあり、技術もあり、「現役」を引退してから間がないから「人脈」(コネ)が豊かで「貴重な人的財産」もあることを、しみじみ感じた。

3 地域自給の構想と実践

(1) 「集落」から「流域」へ

右1では、「地域」を、集落を中心として考えて来た。たしかに、集落は「地域」を考える際の中核であるけれども、集落だけにこだわっているのでは、いささか視野が狭すぎるし、食料にしても生活にしても、或る程度の独立性を保持し得る最小の単位としては、集落では小さすぎることもある。そして、もうすこし、広い範囲で、食料や生活についての或る程度の独立性・独自性を持ち得る単位(範囲)を考えてみる必要がある。これについては、いろいろな意見がある。今まで筆者がたまたま見聞できたものとして、農業の経営を中心として考える場合、数集落の連合体、旧村などを単位とする意見があった。しかし、「食」についてだけでも農業だけではなく、農林漁業を総合的に考え(日々食べている物を思い浮べてみると、一日いな一食でも、農産物だけを食することは、少ない)、かつ加工・流通・消費を全体として考慮すれば、集落の連合体または旧村でも、やはり狭すぎる。

さらに、食以外の日常生活について、或る程度の独自性を持った地域を考えると、やや大きめな(中程度以上の)河川の流域が、その単位となるのではなからうか。今まで、親しい有機農業者との談話の中でも、そういう話しが語られたし、また、大野晃教授(山村社会学者・前高知大学教授・北見工業大学教授)は、「山と川と海は自然生態系として有機的に連関し結びついている総体的な存在である」として、「流域共同管理」の必要性を説かれている⁴⁾。そして、現に、河川単位での一種の自給圏構想を持ち、その実現に向けて歩みを続けておられる事例

がある。

(2) 「斐伊川流域自給圏」構想と実践

島根県斐伊川流域を中核的な単位とする自給圏構想の実現に着手されているのが、佐藤忠吉氏を「先達」とするグループである。もともと、このグループは、「堅い」組織ではなく、佐藤忠吉氏の表現によれば、「共同の目的を持ったサロンのな場」である。その「サロン」のメンバーに、各種の法人や、法人でない組織や、家族経営や消費者たちがいるのである。したがって、その「サロンのな場」は、或いは、「実践をともなった一種の自覚の深化・運動の場」というべきかもしれない。だから、それを外部から見ても、なかなか、その「生きた」「真相」は、把握できない。そこで、以下の記述も、現時点において、筆者が、自分の意識に描いたイメージを「苦しまぎれに」文章にしたものに過ぎない。それでも、佐藤忠吉氏らの「心」を、それぞれの読者の「心」で、すこしでも読み取っていただければ幸甚である。

佐藤忠吉氏を「先達」（指導者という言葉は、指導する者とされる者との分立を強く感ずる。そこで修験道の「先達」（せんだつ）という言葉を使おう）とする奥出雲のグループの存在を、筆者が知ったのは、飯沼二郎教授（前・京都大学人文研究所）の著書によってであった。⁽⁵⁾

そこで、ぜひ、現地を訪ねたいと思っていたところ、二、三年して日本有機農業研究会の総会の際に佐藤忠吉氏とお会いする機会に恵まれたのである。それから、数回、現地を訪ね、いくつかの資料をいただいている。ところで、佐藤忠吉氏は、一九二〇年（大正九年）に木次（きすき）町の農業人の息子として生まれ、日中戦争→大東亜戦争のために七年間にわたり従軍させられて、敗戦後、家業の農業を承継した方である。

佐藤氏らの「先達」たちの体験を、あえて一口で言えば、一九五〇年代の「近代農業」の信奉者・実践者（佐藤氏自身は「近代農業の尖兵でした」という）から、一九六〇年代以後は、「近代農業は人の心の弱点につけ入った、

都市の都合・資本の都合で、農民の主体性、自主性を農民から奪い去るものではなかったか」という疑問を経て、結局、「地域自給」こそが、「細分化され疎外された生活から」、「全体性を回復」する道であり、暮らしそのものを、「宇宙の秩序に従わせる人間の生き方」であることを自覚し、そのための行動を貫き通して来られた⁽⁶⁾、と要約することができるように思われる。

その思索と実行とは、単なるビジネスの経営ではないし、「運動」でもない（運動は他人に働きかけること）。まさに自分達自身が、どう生きるかの「行動」である。

〔1〕「近代農業の尖兵」から「有機農業の尖兵」への転換点

奥出雲地方は、以前から和牛の生産地であったが、昭和三〇年代に、肉牛から乳牛への転換が進んだ。

〈牛飼い〉数名が、乳牛の処理施設を持っていた〈牛乳屋〉と共に、牛乳を共同処理する乳業組合を発足させた。これが、「木次乳業」の起源である。その後、一九六二年（昭和三七年）に有限会社組織となった。

一九六一年頃（昭和三六年）頃に、「乳牛の挙動不安定」、乳房炎の多発、さらに繁殖障害、果ては起立不能の牛が出るという状況になり、その原因を模索したところ、どうも化学肥料で作った牧草が原因であろう、ということになった。そこで、思い当ることは、養蚕家であった佐藤忠吉氏の父が、「蚕の小さいときに与える桑の葉は、必ず、山野で自生した落葉や藁のようなものを原料とした堆肥のみを施し、そこでできた桑の葉を噛んでみて甘味のあるものを与え」ていたことであった。乳牛についても同じことが言えると思って山野の自然に育った草を主体として飼育したところ、やがて牛は健康を取り戻した。一九六五年（昭和四〇年）には、或る〈牛飼い〉が、誤って農薬のかかった畦畔の草を牛に与えたところ、瞳孔の動きに異常が出た。そこで、〈牛飼い〉たちがあい計り農薬を規制した。

一九七二年（昭和四七年）、木次有機農業研究会が結成され、また、同会と木次町農業委員会と農協とで、「木

次・緑と健康を育てる会」がつくられた。かくして、暮らしそのものを「宇宙の秩序にしたがわせること」によって初めて健康が得られることを自覚し、その具体的な姿は、「地域自給」に在ることに気付いたのである。

「地域自給」の一環として、牛乳・乳製品や、庭先養鶏の卵、雑穀等の、各農家ないし、木次乳業に牛乳を出荷している農家グループ内において自給して余裕が出る物を、「松江食養グループ」、「松江たべものの会」、「出雲すこやか会」などの消費者グループに供給しているうちに、両者の間に単に物の流通だけではなく、「勉強」の形で影響し合い、お互いに自主性を持ち、さらに時には共に「どろどろした問題」を持ちながらも前へ進んで、「人の命を育てるたべものの本来の姿が」少しずつわかってきた。そういう行動の中で、次のようなことが可能となったのである。

一九六五年（昭和四〇年）に火災によって全焼した「木次乳業」の施設の再建に当って、消費者グループの資金カンパが合計一、〇〇〇万円に及んだ（昭和五七年・一九八二年）。

ここで、木次乳業有限会社の概況を説明しておこう。前述の通り、一九六二年（昭和三七年）に設立されたが、一九六九年（昭和四四年）には、現在に至っている経営者体制となった。すなわち、出資者（法律上の社員）は、七名（牛飼いⅡ三名、その中の一人の妻、商人（卸問屋）Ⅱ一名、経理担当者主任Ⅱ一名）で、〈牛飼い〉の中の一名は佐藤忠吉氏で同氏夫妻の持分が合わせて四九パーセントである。資本金五、〇〇〇万円（一九九四年、平成六年現在）、定款上の目的事業には、現実には主要事業として行なわれて来たところの「生産牛乳の共同加工処理ならびに販売」のほかに「乳牛の共同購入」「飼料の共同購入および自給飼料作物増産並びに共同牧場経営」、「施設並びに器材の共同利用」、さらに「有機農業実顕農業経営」などと、営利会社というよりも協同組合（相互扶助法人）の事業にふさわしいものも書かれている。とはいえ、現実これまで、継続してなされている主要事業は、「生産牛乳の共同加工処理並びに販売」のようである。従業員は五〇名程度である。

牛乳の殺菌処理に「低温・長時間殺菌法」(六三度C、三〇分間)(pasturization)をこころざし、数年間の試験期間を経て「木次パステチャライズド牛乳」を出荷(昭和五三年・一九七八年)、また、後には、この牛乳によるアイス・クリームの製造も、JA雲南の出資による施設を利用してなされるようになった(平成七年・一九九五年から)。

〔2〕「地域自給」実現の具体的段階

「地域自給」の実践は、いろいろな段階で、計画され実行なされつつある。

①まず、「木次乳業(有)」に牛乳を供給する牛飼(約五〇戸程度)である各家族経営は、できる限り牛の飼料の自給(草、稲わら)が可能のように、一戸当たりの飼養頭数をあまり拡大せず、十数頭程度(例外もあるようだが)にしている。木次乳業有限会社と同社への牛乳供給農家との関係は、見方によれば、同社は、数十戸の「牛飼い」による、牛乳処理・加工部門を共同化したものといえることとできるであろう。

②「木次乳業」の社員・従業員(約五〇名)の食べ物自給を目的として「手がわり村」という従業員を主とする会を発足させ(一九八九年・平成元年から)、お米、野菜、みそ、豆腐、ジュースなどの自給的生産・加工を行なっている。したがって、同社の「社員食堂」でも昼食には、そういう自給品を主体として(ご飯には、玄米もあり、玄米を好む者は、これを選択できる)、給食されている。「手がわり村」産品は、余れば、希望者に販売する。

③牛の飼料の自給と、品種の選択については、格別の検討がなされた。現地はというよりも、一般に日本は、高温多湿の気候であり、山野に自生する草の生えているところは急傾斜地が多い。そこで、牛の品種も高温多湿に強く、急傾斜地に放牧可能なものが適するが、そういう品種として、ブラウン・スイス種に着目し、この輸入の手続に三年をかけて一九九〇年(平成二年)秋に輸入が実現した。ブラウン・スイス種乳牛の飼育を主目的として、八名(牛飼い四人、養鶏家二人、その他二名)の出資により、一九九〇年(平成二年)「農事組合法人」

日登（ひのぼり―地名）牧場」を設立した。被雇用者の中には、意識的に身体障害者が含まれている。一九七七年（平成九年）現在約五〇頭飼養されているブラウン・スイス種の乳牛は、高温多湿に強く、傾斜地への放牧（草地約三〇ヘクタール）に適するほか、草を主体とするエサで飼えるなど、日本での自立的（飼料自給の）酪農に最適である、といわれている。搾乳牛一頭当たりの乳量は、ホルスタイン種より少なく、年間六七五〇キログラム程度であるので、「乳量（偏重）主義」の経営では、軽視されているが、牛乳中の蛋白質率は、ホルスタインより一〇パーセント高く、チーズ原料としては、より適する。もともと、今のところ、ブラウン・スイス種の普及は、おおむね「日登牧場」に限られ、「木次乳業（有）」に牛乳を出荷する（牛飼い）グループへの普及もこれからというところである。

一口で言えば、「日登牧場」は、単なる酪農の経営体にとどまるものではなく、自立的（飼料自給の）酪農の実地試験場であり、身障者が健常者と協同する一つの社会を作る試みでもある。

④無農薬によるぶどうの栽培から始めて、ぶどう酒を醸造して、飲もうという、「ぶどう酒」の自給計画に着手したのは、一九八三年（昭和五八年）からである。その後、生産者農民四人（四戸）と酒屋などの出資により、「〔有限会社〕奥出雲葡萄酒園」が設立され、原料ぶどうの生産は、農業者により、醸造は同会社により、ぶどう酒の自給がなされている。製品に余りが出れば、都会の消費者にも販売する。

⑤奥出雲地方の無農薬農産物や有機農産物を原材料とする地場の食品加工業者が製造する製品の流通を担当する者として、「〔株式会社〕風土プラン」がある（同社でも、菓子の製造は若干実施しているかもしれない）。同社は、「木次乳業」のほか、醤油醸造業者などの一〇人が株主となつて、一九九〇年（平成二年）に設立された。同社の取り扱う品目は、地元産の、無農薬野菜、玄米、豆類、みそ、お茶、ジュース、菓子、卵油、菜種油、などのほか、海産物、干物、他地区でも生産される伝統的製法の製品や無農薬栽培品などの多品目である。供給先は、

主に「会員」となっている自然人の消費者であり、有機農業者・伝統的製法による生産者と、安全性・健康性重視の消費者との仲介機能をはたしているらしい。

以上のほか、物の生産の組織的主体としては、「まるべりー工房」、「農事組合法人」酪農生産組合」および「(有限会社) コロコロ社」がある。

「まるべりー工房」は、宍道町の有志の依頼に応じて木次乳業が支援して設立し、身障者などのハンディキャップを持つ人々の働き場として、出雲地方生産の素材、とくに有機野菜、有精卵などを用いて、手作り豆腐、パン、菓子などの生産を行なっているもののようである。

「酪農生産組合」は、チーズ、生クリーム、乳蜜の製造を行なうが、木次乳業の施設の一部（らしく見える部分）に在るのがそのようで、主に沿革上の理由から、独立の法人となっているのではなからうか。

「コロコロ社」は、平飼い有精卵養鶏家（家族経営）の生産する鶏卵が、相対的に生産過剰の時期に、卵油を製造するのを主たる業務としているもののようである。

⑥物以外（文化・エネルギーなど）の自給

佐藤忠吉氏を「先達」とするグループの仕事は、物の生産や流通にとどまらない。物の生産・流通と表裏の関係において、「仲間」の「自覚」を促す仕事が重要である。

「木次有機農業研究会」、「木次・緑と健康を育てる会」については、前述したが、これらの会と共同で、「農・食・医を考える」講演会開催（一九八一年、昭和五六年からは毎年）、「木次に集う会」（一九八四年・昭和五九年から随時）開催など、農業者と消費者とが、共に生活の在り方を考え、交流を深める仕事をやっていることも重要なことである。

また娯楽も自給しよう、ということとで、和洋の音楽団の活動のほか、乗馬用の馬の飼育、乗馬クラブの設立な

ども、重要である。

さらに、エネルギーの自給プランとして、将来は、バイオ・ガスの利用なども検討されているようである（小規模水車発電もか）。

〔3〕「斐伊川流域自給ネットワーク」の全般的性格（一つの試論）

先にも一言した通り、「斐伊川流域自給」構想とその実践の主体は何か（誰か）、を適確に把握することは、なかなか難しい。全体を一つにまとめている（堅い）組織体は、むしろ無いというべきであろう。「大先達」の佐藤忠吉氏の肩書にしても、現在は、木次乳業有限会社の社長ではなく（社長は、忠吉氏の息子の貞之氏に交替）、顧問であるに過ぎない。一百姓の老人であって、しかも、人々の「細分化され疎外された生活」から、「全体性を回復する活動」・「暮らしそのものを宇宙の秩序に従わせること」、その基礎としての「地域自給」のための行動の「大先達」である。

「斐伊川流域自給圏」の「担い手」として、一つの大きな組合なり会社なりという、目に見える団体は存在しない。そういう団体が存在しないから、その代表者・長もいないのは当然である。したがって、「斐伊川流域自給圏」の「担い手」といえるものがあるとすれば、それは、考え方の伝達と物の流通の動きを伝えるネットワーク（network）とでもいうべきものであろう。そのネットワークの作用は、「上命下達」ではなく、おそらく、誰からでも発信（少なくとも発起が）可能であるべきだとの価値観と仕組みなのであろう。佐藤忠吉氏は、しばしば、「ゆるやかな共同体」とか、「農・工・商と消（費者）とが、共同の目的をもって、理解し合い、協力し合う、サロンのな場、ないし（へつなぎ役）」とか、いう表現をされる。

もう一つ、印象に残ることは、佐藤氏は、（農業）生産そのものを「共同経営」によって行なうことに、たいへん懐疑的であることである。曰く、「共同経営」は、儲かったら（功績を誇り合って）分配の争いとなる。損を

したら、責任のなすり合いとなる、「儲かっても、損をしても、争いの原因を持つている」。とくに、「全面共同」となると、(その成否は) 生きるか死ぬかだから、争いはますます激しくなる」と。これに対して、理屈では、様々な反論が可能だろうが、実践から生まれた「哲学」だから、尊重しなければならない。

したがって、先に紹介した、各種の法人も、おそらく「日登牧場」を除いて、他はすべて、農業生産の協同(共同)組織ではなく、加工、流通の協同(共同)組織である。

しかも、農業生産について、単なるイエ単位での競争が、農村社会を良くするとは決して考えられていない。佐藤氏の「右腕」であったが、不幸にして作業中の事故で死亡した、故大坂貞利氏の生前の言葉を引用して、「隣のイエが安らかに生活し、安定しているから、自分も安心して生活できるのである、こういう社会でなければならぬ」、と佐藤忠吉氏は力説される。

ところで、「斐伊川流域自給」をめざす組織が、目に見える規約・定款を持った組織体ではなく、基本的には「考え方」のネット・ワークであるとなると、その中には、広義の「法」というものが存在するのだろうか(法学者だけの学問的興味かもしれないが)。ここで広義の「法」とは、もちろん、グループ内で生成した、グループ内の自治的な規範という意味である。そのような「自治的規範」も不要であるかもしれない。しかし、やはり、「自治的規範」が必要であり存在すると理解するとしたら、その規範を認識するための材料(＝法源)は何であるのか。慣習も(少なくとも長年にわたる)存在しない。成文の規約もない。とすると、共同目的を持った人々(自然人)の「良心」におのずから感得できるところの行動の準則、とでもいうものであろうか。こういうものを「法源」とする法こそ、これからの在るべき社会の法であるのかもしれない。これこそ、まさに、コミュニケーション(ゲマインシャフト)の法なのかもしれない。もし、それを法というとしたら道徳および自然観と融合した法なのであろう。

4 地域総合協同組合（仮称）または地域総合自給区（仮称）の構想

(1) 「生命第一主義」

この節も、そろそろ、その一応の「結び」を示さなければならなくなって来た。

この節では、これまで、集落基盤の農業経営ないし農地・農業維持のための集団の例を示し、高齢者の助け合い組織の「食」から「農」への展開を紹介して、そして、「地域自給」構想とその実践例を觀てきた。それぞれの小異を捨て、全体を通覧して、個々の家族農業経営以外で、農業経営の、また農地保全の、そして結局、人々の生活の保全と「幸せ」のための条件を整えるという見地から、そのための「担い手」の資格・要件を浮き彫りにしてみると、さて、どうなるのであろうか。

それは要するに、「生命原理」とでも呼ぶべきものに貫かれている。「集落のメンバーである各イエの生活の安定」も「高齢者のための給食、それも地場の産物を食材として」も、「平飼いの有精卵養鶏」も、「流域単位の地域自給」も、いずれも、「いのち第一主義」の顕現である。ここでいう「いのち」とは、言うまでもなく、人間の「いのち」だけではない。家畜その他の動物、作物その他の植物の「いのち」はもちろん、生態系の中の「生命の流れ」——それは見方を変えれば「物質の循環」でもあるのだろうが——を、自然・宇宙の秩序に適合させることである。

この「生命第一（主義）」は、各々の経営体の「利潤第一主義」や、「コスト低下第一主義」、「便利さ第一主義」などに、まさに反対するものであろう。そして、「全国単一市場」↓「世界単一市場」を歴史的発展の必然とする、「単線的 세계觀」と対峙する⁽⁷⁾。したがって、文化的にも或るセンターから一義的に文化が普及・伝達するという在り方（ないし価値觀）ではなく、河川の流域などの「地域」ごとに、独自性・自立性をもった文化が分立することが望ましいと考える⁽⁸⁾。

(2) 「地域総合協同組合」(仮称) または地域総合自給区(仮称) の社会原理

以上のことを、「流域自給圏」の中における人間対人間の在り方の面から見てみよう。

まず、神谷慶治教授のアプローチとの関連で、どうなるのであろうか。神谷教授は、社会構成の基本原理として、四つの原理を挙げられ、うち三つは既に存在するけれども、第四番目の原理は、まだ実在していないとされるのである。すなわち、既存の三つの原理とは、第一は「競争原理」||自己肯定・他者肯定||自有他有、第二は「闘争原理」||自己肯定・他者否定||自有他無、第三は「諦観原理」||自己否定・他者肯定||自無他有、の三者である。その社会体制としては、第一が自由社会、第二が旧ソ連邦や旧東ドイツのような「共產」社会、第三が封建時代の庶民・農民(武士は「闘争原理」で、一社会三原理)、を挙げられる。ところが、四番目の(仮称、第四原理)原理は、「自己否定・他者否定」||「自無他無」であるが、それは、まだ実現していない。それでも、この原理による社会こそ、「将来の人類社会を統一すべき原理となるはずだ」とされ、さらに、それが、農村から生まれることを期待されている⁽⁹⁾。

これを読んで筆者は、「自無他無」について、西田幾太郎博士が「自他一致の感情」・「主客合一の感情」、あるいは「天地同根万物一体」といわれたのを想起した⁽¹⁰⁾。

そこで、連想はさらに、テンニエス(Tönies)が、土地とくに耕地こそ、そこに住んでいる人々のゲマインシャフトの基盤である(要旨のみ)ことを指摘していることに及んだ⁽¹¹⁾。

たしかに、本稿で紹介した事例においても、おしなべて、農地、山林、河川という土地、すなわち、何人にとっても、「いのち」を育む母体と思うことができるものこそが、それぞれの集団の基礎をなしているようである。そして、このような、「いのち」を育む母体を基盤として、生産―加工―流通と生活との多面にわたる協同組織体が、考えられるように思われる。それを仮に、「地域総合協同組合」(仮称) または地域総合自給区(仮称)

と呼ぶとすれば、その組織体・団体としての基本的原理は、どんなものであろうか。残念ながら、本稿で「これだ」というものを積極的に提示するには至らない。

おそらく、社会的なルールの背後に、panentheism（万有内在神論）とでも言うべき「悟り」がなければならぬのであろう。⁽¹²⁾ その、いささかなりとも詳細な説明は別稿に譲らざるを得ない。とりあえず本稿では、法学的思考を中心として社会的ルールの基本的特徴につき一言しておくとするれば、それはおよそ次のようなものである。

(3) 「地域総合協同組合」（仮称）または地域総合自給区（仮称）の法的原理

「地域総合協同組合」（仮称）または地域総合自給区（仮称）の法的原理を検討するには、おそらく、一つの新しい論文を必要とするであらう。したがって、本稿では、本稿をひとまず完結させるために、どうしても必要な限度で、箇条書きに近い形で提示するにとどめることにしよう。

① 社团的要素（人的要素）と財团的要素（個性を持った不可欠な物的要素）との両性質具有の団体（法人）であること。こういう意味では、「協同組合」よりも「区」といった方が良いかもしれない。

② 公益団体（法人）と営利団体（法人）との両性質を兼ね備え、さらに相互扶助団体（法人）いわゆる中間法人の性質をも有する団体（法人）であること。

③ 財産出資のほかに、労務出資または信用出資によっても、団体（法人）のメンバーとなり得ること。このことと、法人化した場合に、そのメンバーは有限責任を負担すればよい（無限責任ではない）こと、とを両立させる方法として、「保証による有限責任」制度を導入すれば良いと思われる。⁽¹³⁾

以上のような特質を考えると、「地域総合協同組合」（仮称）または地域総合自給区（仮称）の法人化を考察するに際して、⁽¹⁴⁾ 既存の、或る協同組合法制なり会社法制を使うことは、いわゆる「叩き台」としてさえ、どうも、

無理なような感が深い。このことは、既存の会社法制はもちろん、既存の協同組合法制といえども、「近代社会」の、「近代社会」に固有の基本的枠組み（例、「生産者と消費者とを結ぶものは市場なり」、「市場は、結局、世界市場なり」、「経済・政治・文化の中央集権化は、必然的なり」、さらに、「資本を出資者と分離して観念すべし」、「土地は「物」なり」、など）の中で、それを前提としての相互扶助法制であることを意味するからであろう。しかし、筆者が本稿で提唱するものは、「近代社会」の基本的枠組みを「止揚」（哲学用語としての、*aufheben, sublate*）しようとする試みの一種なのである。

(1) したがって、法学上、集落を社団か財団かの一方に分類することはできない。また、本文で述べた通り、集落の基本的要素は、土地と人間（数戸ないし数十戸のイエ）なのだが、より煎じ詰めると、（国家の要素としての領土と国民との位置付けとは、いささか異なり）、土地によりウエイトがあるのかもしれない（集落に永続性を与えるものは土地だといえそうだから）。この点につき東畑精一・神谷慶治編『現代日本の農業と農民』三七二―三七四頁（本章の執筆者は、神谷慶治・伊藤章・川口諦の三氏）参照。また同書も引用する（三七六―三七七頁で）ところのF・テンニエス（Tönnies）著、杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゼメルシャフト』下（岩波文庫（一九五七年）一五七―一五八頁、Charles P. Loomisによる英訳版では、*Community and Society*, [1957], *The Michigan State University Press*, pp. 206-207）参照。

(2) 神谷慶治講述・佐々木豊編『現代農業本論』（東京農大社会通信教育部、一九七八年）九九頁。本文でイエとイエの関係には、「競争」の関係もあるといったが、競争というよりも「ねたみ干渉し合う」関係かもしれない。適切な表現の選択が難しいので「競争」としておく。したがって、神谷教授は、ゲマインシャフトとゼメルシャフトとの峻別を避け、結合と分離の社会過程において、ゲマインシャフトを、結合にウエイトが置かれている「結合中の分離」（現象は分離で本質は結合）とし、ゼメルシャフトを、「分離中の結合」として特徴づけておられる（同書一〇〇―一〇九頁）。

(3) 法人が、そのメンバーのための手段だということは、むしろ、原則として、常に「そう」なのだという理屈もある。

るだろう。しかし、この理屈で言われている「メンバーのため」とは、メンバーに金銭的收入をもたらすことであって、生活それ自体の安定のため、ではないのだろう。また、メンバーによって成り立っている集団(集落(ゲマインシャフト)の維持のためでもないだろう。

(4) 大野晃「林業・環境保全問題と流域共同管理」『農業法研究』三一号(日本農業法学会編、農山漁村文化協会発行、一九九六年)五三―七二頁。

(5) 飯沼二郎著『農業は再建できる』(一九九〇年、ダイヤモンド社)二二―三二頁。

(6) 佐藤忠吉「牛飼い」仲間がひらく地域自給への道」『現代農業』一九八九年三月増刊号(農山漁村文化協会)一六二―一六九頁。

(7) いわゆる「グローバル経済」を必然的な「善」とする考え方(「現代に支配的な(?)風潮」の欺瞞性について、David C. Korten, *When Corporations Rule the World*, Kumarian Press [1995], pp. 122, 153, pp. 173-181. 同訳書、西川潤監訳・桜井文訳『グローバル経済という怪物』(シュプリンガー東京、一九九七年)一五四頁、一九二頁、二二〇―二三〇頁、参照。

(8) すでに、「生命原理」も「社会組織の多様性」も、所秀雄氏(一九一八年生まれ、農水省畜政課長・駐米日本大使館一等書記官等を経て、現在「ふーどアクション21」「みどり運動連絡会」等のNGOの代表)が説かれている。所秀雄著『経済をこえて』(株式会社チクサン、一九九八年)一一七頁。

(9) 註(2)で引用の神谷・前掲書二五七―二六三頁。

(10) 西田幾太郎著『善の研究』(初版一九一一年、岩波文庫版(一九九五年、第七八刷)一九二―一九三頁。

(11) テンニエス著・杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』下、岩波文庫版(一九七九年、第二三刷)一五六―一六〇頁。Ferdinand Tönnies, translated by Charles P. Loomis, *Community and Society*, The Michigan State Univ. Press [1957], pp. 206-207.

(12) panentheism について Matthew Fox, "Creation Spirituality" *Resurgence*, Issue 154, Sep./Oct. 1992 (U. K.) pp. 24-28. 参照。

(13) ちなみに、「イギリス法では」「保証による有限責任」の制度がある (Michael Bowen, Fox & Bowen on *The Law of Private Companies*, 2nd ed., Sweet & Maxwell [1995], pp. 294-299.)

(14) ごく最近、現行の協同組合法の枠組みを越える協同組合の法制化の必要性が叫ばれてきた。たとえば、労働者協同組合 (labourer) ではなく、worker の協同組合)、高齢者協同組合、産消混合型協同組合 (生産者と消費者とを共に組合員とする協同組合) などの提唱である。

河野直哉著『産消混合型協同組合』(日本経済評論社、一九九八年) は、こういう動きについての、最近の本格的な研究である。ただし、同書が一九九八年七月一日発行であり、本稿は同年七月四日に脱稿しているため、同書を熟読したうえ執筆するいとまがなかった。

〔あとがき〕 ずいぶん、たくさん紙面を使わさせていただいたが、最後の部分は、あまりにも概要だけで終わってしまった。これから、「河川流域単位自給圏ネットワーク」の組織や、それを構成する組織とくに農業経営を実施したり、「農地・山林・河川の自治的管理」を担当する組織について、より具体的な法学的な検討をしなければならない。同時に pantheism (万有内在神論) についても、その内容について、もうすこし詳細に説明しなければならない。これらの点について、なるべく早い機会に、別稿を草するつもりである。

〔追記〕 政府の「食料・農業・農村基本問題調査会」(会長・木村尚三郎氏〔東京大学名誉教授〕) は、一九九八年(平成一〇年)九月一七日、同調査会の答申を決定した。

①それによると、「株式会社」の農地取得＝農業経営参入」については、農地法二条七項に定める「農業生産法人」としての要件の具備を前提として、株式会社も「農業生産法人」の一つの型態となり得るものとする、との内容となった。これによって、問題は、「農業生産法人」の要件(それ自体も、この機会に見直されることになる)が、維持されることの保障を、株式会社について、いかなる手段によって要求するべきか、の点に絞り込まれたようである(実践的なし行政的には)。この点については、宮崎俊行「どんな法人が農業生産法人となる資格を持つのか」『農政調査時報』五〇四号(一九九八年九月号、全国農業会議所発行)四一―四七頁参照。

②同調査会には、委員または専門委員として七名の女性が参加していたが、この七氏は、同調査会の答申とりまとめに当たって、九月四日付で、共同で、特に意見を表明された。その中には重要な指摘が含まれているが、一般には報道されていないので、次に全文を引用しておく。

食料・農業・農村基本問題調査会会長

木村尚三郎 殿

食料・農業・農村基本問題調査会専門委員

委員 岩田 三代

委員 甲斐 麗子

委員 富山 和子

専門委員 中村壽美子

委員 望月みつ子

専門委員 吉田企世子

「食料・農業・農村基本問題調査会」報告の最終とりまとめに当たり、私たちの意見を表明いたします。

私たちは、生命を生み育てる女性の立場から、現在の日本の食生活のあり方、農業のあり方、それにかかわる教育、環境、文化などの諸問題について、大きな危機感を抱いて参りました。

とりわけ地球環境の悪化、食料需給の逼迫が予想される時代に、この問題は民族の存亡にかかわる問題として、国をあげて取り組まねばならない重要課題と考えております。

そのような折り、農業基本法見直しのための本調査会が発足し、その委員、専門委員として、新たな政策へ向けての

意見を述べる機会を得たことはまことに心強く、国民の半数を占める女性の期待を背負い、大きな責任を感じて参加し、意見を述べて参りました。

しかしながら調査会での議論は、全体的に見れば、従来の農業基本法の枠組みから抜けきれず、依然として目先の経済論、国際論が先行した政策論に終始した感があります。

議論の中には、食とは何か、農とは何か、その真にあるべき姿は何かを考えていられるのかどうかさえ、疑わしくなるような意見も少なくなかったこと、まことに残念であります。(傍線は、宮崎による)

いまや食生活と、それを取りまく水、緑、土、大気などの環境が、いかに人間の肉体的精神的な健康の基本であり、それが健全な社会を構築する条件であるかを、確認すべきであります。そしてそのためには、日本の農業、農村をどう守って行かなくてはならないかの基礎に立ち、生産者と消費者、食品産業を一つのシステムとしてとらえて、政策を論じる必要があります。

今回の調査会のまとめの方向は、そうした確固たる視点と哲学に立脚すること、はなはだ希薄であると思われます。今後調査会の報告を受けて、各種政策を整備されるに当たり、いかなる政治圧力にも屈せず、省庁間の縦割り行政を乗り越えて、国民の圧倒的多数が願っている食料の自給と安全な食、真に豊かな農業、農村づくりへの政策が打ち出されるよう、願わずにはられません。

私たちも今後ともそれぞれの現場で、その方向へ向けての活動を続けて参ります。

一九九八年九月四日